

第3回理事会報告

8月8日（木）に令和元年度第3回理事会が開催されました。主な決定事項は次のとおりです。

●新規会員加入について

- ・1件の新規加入（別途掲載）、退会5件、区分変更（一般会員⇒賛助会員等）はありません。
会員数は、今回の入退会で529事業所（賛助会員 41を含む）となりました。
引き続き会員加入推進にご協力お願い致します。

●令和元年度事業について

- ・商工会が発行する得トク商品券の販売概要について説明しました。
詳細は、9月発行の町報折込み、10月発行の商工会だよりで案内予定です。
- ・経営発達支援計画における伴走型小規模事業者支援推進事業補助金について説明を行いました。
小規模事業者持続補助金申請・採択状況
第1期申請（6/28受付締切）2件申請/2件採択
第2期申請（7/31受付締切）8件申請中

●その他報告事項

- ・遠賀町夏まつりが8月24日（土）18時00分より遠賀総合運動公園で開催されます。
- ・健康診断の申込数が定員数の250名に到達し、締め切らせていただきました。
- ・各種講座、特別教育が実施されます。詳細は同封のチラシをご覧下さい。
- ・8月13日（火）～15日（木）は一斉休館させていただきます。

新規会員事業所紹介

【事業所名】	【代表者】	【業種】	【TEL】	【所在地】
ユカリジドウシャ 縁 自動車	オクムラ アツヒコ 奥村 厚彦	小売業 (自動車販売修理)	701-8778	遠賀町松の本4丁目 11-21

遠賀町プレミアム付商品券取り扱い店追加募集致します。

消費税率の引き上げに伴い、非課税者や子育て世帯の消費の影響を緩和し、町内の消費を喚起・下支えするため「遠賀町プレミアム付商品券」が販売されます。その商品券の取り扱い店を再度募集致します。登録を希望される事業所は8月27日までに印鑑持参のうえ、商工会まで来館をお願いします。

遠賀・中間いいものフェスタin県庁ロビー出店事業所募集します。

遠賀・中間市5市町と福岡県が一体となってプロジェクト事業の紹介や特産品の展示即売等を実施し、地域の魅力を発信する展示会が県庁ロビーで開催されます。こちらへの出店を希望される方はご来館頂き申込書への記入をお願いします。（受付は先着順となります。定数になり次第受付を終了致します。ご了承下さい）

開催期間 令和元年9月27日（金）、9月30日（月）

販売時間 11時～14時まで

場所 福岡県庁1階ロビー

募集締切 8月22日（木）まで



遠賀町商工会

おんが商工会だより

令和元年8月9日発行

第177号

発行者
遠賀町商工会 会長 安部 喜美雄

TEL 293-0165 FAX 293-7196 ホームページ <http://onga-shokokai.com/>

第35回 遠賀町夏まつりが開催されます。

日 時：8月24日（土）18時00分～20時40分（順延なし）
会 場：遠賀総合運動公園

プログラム：
♪千人踊り ♪遠賀太鼓 ♪航空自衛隊芦屋基地太鼓部「鼓道」♪
♪打ち上げ花火 3,000発♪

今年も夏まつりの時期がやってきました。ぜひ皆様お誘い合わせのうえ、会場にお越し下さい。



消費税増税の準備は進んでいますか？

令和元年10月1日より消費税が10%へ引き上げられると同時に食料品等の税率は8%とする消費税軽減税率制度も導入されます。軽減税率制度では消費税率が2つ（8%、10%）になることから、軽減税率の対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書の様式変更に加え、適用税率ごとの区分経理の実施など経理処理等の事務負担が増加することとなり、ほぼ全ての事業者に新たな負担が発生することが想定されます。

また、小売業や飲食業等においては、レジの入替といったコストがかかる対応も必要になる場合があります。

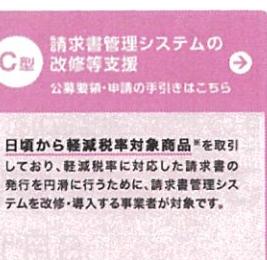
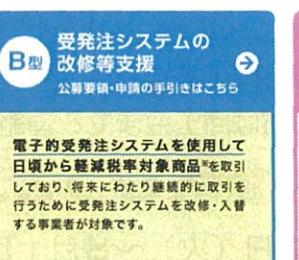
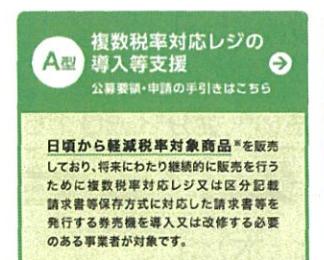
今すぐ、自社の現状を確認し、計画的に準備を進める必要があります。
自社にどのような影響があるのか把握し、早急かつ計画的に準備を進めましょう。
消費増税に関してご不明な点があれば、お早めに商工会へご相談ください。



9月30日締切 軽減税率補助金（レジ補助金）申請受付中

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる。中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することが本補助金です。

詳細は軽減税率対策補助金事務局 0120-398-111 または 0570-081-222まで問合せ下さい。



※酒類、外食を除く（外食におけるテイクアウト、宅配等は軽減税率の対象）

事業所訪問：文字カット看板制作に自信あり！「シンクリエイト」さん

今回は今古賀地区に工場がある看板制作をされている事業所の「シンクリエイト」さんをご紹介します。

当該事業所は店舗から企業まで看板作成を行っています。代表者である服部さんは19年間、岡垣町にある事業所で修業し、基礎工事、フィルム貼り、電飾看板工事等の技術を習得し、本年6月に独立開業しました。



当該事業所が得意としているのは写真のような文字カットによる看板作りです。こちらを顧客のニーズに合わせてデザインするのはもちろんですが、短納期で価格も相談に応じて受注しているそうです。商圈も九州圏内対応しているそうですので、看板作成をご検討されている皆様ぜひ一度ご相談下さい。

服部さんに遠賀町で開業した理由を聞いてみました。「仕事ではなくプライベートで遠賀町と縁があり、開業することにしました」ということでした。続いて商工会へ加入した理由も聞いてみました

「自宅を建ててもらった事業所さんが商工会会員でその方からの薦めで入会しました」とのことでした。縁を繋いで頂きありがとうございました。今後の展望を伺いました。「まずは新規お客様を増やしたいですね。そして事業規模を拡大していく、5年後自己所有の工場を確保したいと考えています」ぜひその計画を実現してもらいたいですね。頑張って下さい！



「シンクリエイト」 TEL090-2968-0407

営業日 日曜日、祝日を除く 9:00~18:00まで

「がんばる地域まちづくり事業」恋活事業開催！

青年部は今年も恋活事業を開催します。今年は男女合わせて40名の方々に参加頂き、さつま芋収穫体験とバーベキューを実施します。参加ご希望の方は下記内容を確認のうえ、申し込み下さい。

日 時：9月22日（日） 受付：12時30分開始

会 場：遠賀町商工会 集合

内 容：さつま芋収穫体験、バーベキュー他

対 象：28歳から45歳ぐらいまでの独身男女

定 員：男女各20名程度（先着順）

申込期間：8月5日（月）～ 9月6日（金）必着

費 用：男性2,000円、女性2,000円

受付方法：申込書を商工会へ持参もしくは郵送にて受付（参加費支払後、受付完了となります）

※申込書は商工会に設置、もしくは商工会HPよりダウンロードください



税務相談日のお知らせ

〔税務相談〕 8月27日（火）、9月5日（木）、17日（火）、25日（水）

10時～16時 遠賀町商工会

☆事前予約制ですので、ご相談がある方は商工会までご連絡下さい（293-0165）

お盆休館のお知らせ

8月13日（火）～8月15日（木）まで

次回商品券の換金は8月16日（金）9時30分からとなります。

飲食店の消火器設置/点検の義務化について

2019年10月1日に消防法令の一部が改正され、「調理を目的とした火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けた」全ての飲食店に消火器の設置と点検・報告が義務化されます。

※以下が消火器設置の注意点

- ・消火器は、「住宅用」と「業務用」に大別され、「業務用」でないといけません。
- ・業務用消火器はインターネット通販やホームセンターで購入できます。
- ・消火器の設置場所付近の見やすい場所に「消火器」と書いた標識も設置しなければなりません。
- ・設置した消火器は、定期的に点検を行い消防署に報告しなければなりません。
- ・点検や報告のしかたは「自ら行う消火器の点検報告」をご参考にしてください。

(https://www.fdma.go.jp/mission/.../item/prevention001_04_shoukaki_pamphlet.pdf)

福岡県中小企業生産性向上設備導入補助金 公募について

本補助金は県内中小企業が生産性向上につながる設備や治具・器具を購入する際の費用の一部を補助するというものです。対象事業所は中小企業者のうち、福岡県内に本社又は主たる事業所を有するものとなっています。（一次産業をのぞく）

受付期間は令和元年9月2日（月）から10月25日（金）です。

詳細は以下のアドレスからご覧ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/productivity-improvement-subsidy.html>

経営革新計画に取り組んでみませんか！

福岡県では中小企業の皆さまの新たな取り組みや経営基盤の強化に対する取り組みについて「経営革新計画」の作成を推奨しています。

計画を作成し、県の承認を受けると、その計画達成の支援策として、税制、信用保証、融資等を利用することができます。（ただし、計画の承認は支援策の利用を保証するものではありません。各支援実施機関による別途審査が必要となります。）

作成に関しては商工会が支援致します。考えをお持ちの方は商工会までお問い合わせ下さい。

日本政策金融公庫マル経融資制度について

マル経融資は、昭和48年に創設され、以来多くの小規模事業者の皆様に利用されてきました。“事業資金を借りたいが、担保も保証人もないし…”といった方々の経営をバックアップするため、商工会議所の推薦に基づき融資される「株式会社日本政策金融公庫」の融資制度です。

融資限度額	2,000万円
融資利率	1.21%
融資期間	運転資金7年 設備資金10年
対象事業者	常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主 商工会の経営指導を6ヶ月以上受け、事業改善に取り組んでいる方。 最近1年以上、遠賀町内で事業を行なっていること

- ・商工会の経営指導を通じて融資の道が開けます。
- ・安心して借入ができる国（株式会社日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も不要(信用保証協会の保証もいりません)。

担当（船津、丹生）